

商店街街路灯等の電気料金助成基準の見直し等について

区は、道路交通の安全、犯罪防止、都市美化の観点から、商店街の街路灯等の維持管理に要する経費の一部を助成している。令和4年度は、物価高騰の影響による特例措置として実情に合わせた助成を実施したが、今後も物価高騰が続く見込みであることを踏まえ、電気料金の助成基準を見直すこととする。

1 現在の助成基準

商店街等が所有・維持及び管理する街路灯や、アーチ及びアーケードに設置された電灯設備のうち、終夜点灯するもの(残置灯)の電気料金を対象として、1基につき月額540円の助成を行っている。

2 今年度以降の助成基準

当面は、現在の定額による助成を前提として、商店街の電気料金に関する実態調査や、大手電力会社の電気料金、国・都による施策(電力会社等への助成)の動向、他自治体における助成の状況などを踏まえ、助成額を検討し決定する。

また、現在の定額助成は、各商店街の負担割合に差が生じている課題があることから、令和7年度に向けて、平等な負担割合とする定率による助成制度への転換について、中野区商店街連合会と協議しながら、検討していく。

3 老朽化した街路灯への対応

商店街街路灯等の電気料金助成基準の見直しと並行して、老朽化している商店街街路灯への対応策も検討していく。

4 スケジュール(予定)

～令和5年10月	商店街の電気料金に関する実態調査等の実施
11月	電気料金助成額の検討・決定
令和6年1月	令和5年度分の助成金交付手続開始
令和6年度	電気料金定率助成制度検討・調整
	老朽化した街路灯への対応策検討・調整